

液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホースに係る技術基準（KHKS0721）に対するパブリックコメントの結果

該当箇所	御意見	ご意見に対する対応内容
<p><技術上の基準 7 - (6) > 温度零下 25 度（迅速継手付の燃焼器用ホースにあっては零下 10 度）以下において、使用に耐えること。</p>	<p>- 10℃、1 h 以上冷却後の試験条件が不明確。（常温で確認してよいか？またその場合、冷却後いつ実施するのかが不明。）</p>	<p>検査の方法欄で記載しているとおり、直ちに試験を実施するという事です。</p>
<p><検査の方法 7 - (6) > 温度零下 25 度（迅速継手付の燃焼器用ホースにあっては零下 10 度）以下の状態において 1 時間以上冷却した後、次の表の燃焼器用ホースの種類に応じた曲げ半径の欄に掲げる曲げ半径以下に曲げたとき、われ、ひび、その他の使用上支障のある欠陥を生じないものであり、かつ、検査の方法欄の 7(2)の気密試験に合格することを確認すること。</p>	<p>“技術上の基準 7 (2) の気密試験” が、今回省略されており、わからない。</p>	<p>改正箇所のみを掲載しているため、“技術上の基準 7 (2) の気密試験” は、掲載していません。なお、基準全文の入手方法は、パブリックコメントに係るホームページで紹介していますが、“技術上の基準 7 (2) の気密試験” をお送りします。</p>
<p><附属書 2 - 9 > 迅速継手のねじ接続部は、次の表の回転力で接続したとき、変形、破損又は漏れのないこと。</p>	<p>本規格で、本来の回転力の意味として、「締め付けトルク」なのか「緩みトルク」なのかを、明確にし、文中に付け加えるべきである。</p>	<p>“回転力で接続したとき” と記載しており、締め付け時の回転力であることは、明確であると考えています。</p>
	<p>“回転力” は“締め付けトルク” の表現が適していると考えます。</p>	<p>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（器具省令）の記載に合わせ”回転力” を用いていましたが、“回転力” に”（トルク）” を併記し、明確な表現とします。</p>
	<p>また、気密性を確認することになっているが、シール材使用についての可否及び、シール材質についての記載がない。</p>	<p>当該試験は、ねじ接続部全体の変形、破損等を確認する試験です。シール材を用いて試験を実施するとねじ接続部全体からの漏れを確認することができない場合があることから、シール材を用いないこととしています。</p>
	<p>15 分間 “回転力” を加えるとあるが、不要ではないか？</p>	<p>J I S S 2 1 2 0 ガス栓の耐ねじ込込試験に合わせ 15 分間回転力を加えるとしています。</p>

該当箇所	御意見	ご意見に対する対応内容
<p><附属書2-10> 迅速継手は、接続状態で27N・mの衝撃を与えたとき亀裂や破損のないこと。</p>	<p>衝撃試験における衝撃試験装置のアーム長、ハンマー質量に規制がないため、同一の衝撃値が得られない。具体的に設定し、基準上に反映させるべきである。 J I S S 2 1 2 0 ガス栓やJ I S S 2 1 3 5 ガス機器用迅速継手には記載されている。</p>	<p>衝撃試験で加える衝撃荷重を規定しています。このため、衝撃試験装置のアーム長、ハンマー質量に係らず27N・mの衝撃荷重を加えることが可能なものであればよいこととしています。</p>
<p><附属書2-2-(1)> ねじ接続部は、日本工業規格B 0 2 0 3 (1 9 9 9) 管用テーパねじに規定する管用テーパねじに適合すること。</p>	<p>Rねじ接続に限定しているが、接続方法はRねじ以外のねじや、ホースエンド形状等の可能性もあり、選択の幅を持たせるため、Rねじに限定すべきでない。</p>	<p>ねじガス栓、燃焼器入口のねじは、管用テーパねじ(Rねじ)に限定されていることからねじ接続部は、管用テーパねじに限定しています。</p>
<p><附属書2-2-(2)(3)> 接続部の形状及び寸法は次に掲げる条件に適合すること。 (2) プラグ部は次の図に示す寸法であること。 (3) ソケット部は次の図に示す寸法であること。</p>	<p>継手の勘合部寸法について、記載されているものは一例とし、当該用途として従来から広く利用され普及している迅速継手が、性能基準に合致すれば、使用できる様にすべきである。</p>	<p>接続部の標準化を図り誤接続を防止するため寸法等を限定しています。</p>